



## 臨時福祉給付金等の支給について

亀山市は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、平成26年7月14日（月）から市役所1階の会場において、申請の受付を開始します。

この4月に消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方に対する生活支援として「臨時福祉給付金」を、中所得層の子育て世帯に対する生活支援として「子育て世帯臨時特例給付金」を給付することとなっています。

これについて本市は、この4月から専任職員を配置し、支給についての相談をお受けするなど、支給に向けて準備を進めてまいりましたが、この度、7月14日から市役所1階の会場において、申請の受付を開始します。また、総合保健福祉センター「あいあい」等で申請書の取次ぎも行います。

なお、申請期間は、両給付金とも平成27年1月14日（水）までです。今後、支給対象者となられる方が、もれなく申請され、円滑に給付金が受け取れるよう事務を進めてまいります。

【お問い合わせ先】 三重県亀山市本丸町577番地 亀山市役所

臨時福祉給付金

健康福祉部 地域福祉室【佐野】TEL: 0595-96-9029

子育て世帯臨時特例給付金

市民文化部 保険年金室【加賀】TEL: 0595-84-5005

URL: <http://www.city.kameyama.mie.jp/>